

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 和田善晃

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
2QF61KK00530	2RRA1AZ0095 0001						
品名 または 件名							
(4) 公務員宿舎3棟他床補修工事							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
豊川駐業				業務隊 管理科 営繕班			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
川端技官 内線3317				令和5年3月31日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

- 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 - 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 - 防衛省競争参加資格の「大工工事」に係る等級がA、B、C等級であること
 - 防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級がA、B、C等級であること
- ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和4年12月2日(金)13時10分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。

令和4年11月9日(水)～令和4年12月1日(木) (0900～1500)

(土日については電話連絡をお願い致します)

上記以外については別紙のとおり

仕様書担当者 豊川駐屯地業務隊 管理科 営繕班 川端

電話番号 0533-86-3151 (内線3317)

契約班担当者 第308会計隊 契約班 永井

電話番号 0533-86-3151 (内線3337)

FAX番号0533-84-7850

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵便入札にご協力をお願いします。

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者又は防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がD等級以上、又は「大工工事」又は「管工事」に係る等級がC等級以上のいずれかであること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) その他入札心得に示す「事務次官指示事項」の条件を満たすもの。

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による入札にご協力をお願い致します。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名、住所及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の内容を訂正したもので、その訂正について押印していない入札
- (7) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (8) 第7項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 契約書の作成

契約書を作成する。(50万円未満については省略とする。)契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

6 落札の決定方式

総額決定(消費税抜)

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

7 その他

- (1) 郵便による入札については、令和4年12月2日（金）11時00分必着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、令和4年12月1日（木）15時00分までに資格決定通知書の写しを提出してください。（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) 市場価格調査にご協力をお願いします。
- (6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をお願いします。
- (7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：永井
0533-86-3151 内線(3337) FAX0533-84-7850（直通）
- (8) 仕様内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊豊川駐屯地 豊川駐屯地業務隊 管理科 営繕班 担当：川端
0533-86-3151 内線(3317)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 のほか
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



(4) 公務員宿舎3棟他床補修工事

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

厚生科長	
厚生班長	

工事名称 (4) 公務員宿舎3棟他床補修工事					
図面名称	仕様書 (表紙)				
業務隊長	管理科長	営繕班長	木工係長	施設管理	設計者
				後関	
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊					図面番号 1 / 9

仕 様 書

調達要求番号	2RR1A1Z0095	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
工事件名	(4)公務員宿舎3棟他床補修工事	作成年月日	令和4年11月1日

- 1 工事場所
愛知県豊川市金星西町2-5-2 陸上自衛隊豊川駐屯地公務員宿舎
金屋宿舎3、5棟、特別借受宿舎D、E棟
- 2 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊豊川駐屯地公務員宿舎各棟各室における床補修工事に適用する。

工 種	工事概要	数 量
仮設工事	墨出し、養生、整理清掃後片付け	一式
	既設床撤去（下地共）	61.53㎡
建築工事	撤去・内装 工事	61.53㎡
	洗濯機パン撤去、新設	1箇所
	流し台等取外し、復旧	一式
	産業廃棄物収集・運搬処分	一式

- 4 一般事項
 - (1) 本工事は、本仕様書・図面・次の基準及び関係法令等を遵守して実施すること。
なお、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。関係仕様書については次のとおり。
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編（最新版））
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編（最新版））
 - (2) 工事は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
 - (3) 駐屯地（宿舎地区含む）規定により、喫煙は所定の位置で行ない、施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、工事場所以外の立ち入りを禁止する。工事の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
 - (4) 工事時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に工事を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
 - (5) 自衛隊（宿舎含む）施設からの電気・給水は原則使用しないものとする。
 - (6) 受注者は、工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ工事工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち工事を実施すること。
工事に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については受注者の責任において迅速に処理すること。
 - (8) 工事に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合には速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。

- (9) 受注者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (10) 工事は受注者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (11) 着工に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は、図面より現地で取り合いを優先する。
- (12) 現場の納まりや取り合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行う。また、これにより数量を多少増減する等の臨機な変更が生じた場合には、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
- (13) 工事に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (14) 工事中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (15) 工事発生材（金属類で売却可能品）については、監督官の指示する場所に集積し、種類別に整理し、発生材調査と共に部隊側に引継ぐものとする。なお、その他の発生材については、受注者の責任において場外処分することとする。この際、廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき適正に処理し、マニフェストの写しを工期未までに提出でききるよう処分すること。なお、マニフェストについては、受注者負担とし、処理及び収集運搬の契約書及び許可証の写しを提出すること。
- (16) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

6 特記事項

- (1) 本工事で使用する材料は共通仕様書によるほか、図面及び以下のとおりとする。ただし、事前に監督官に届け出て承認を得たものについては、同等品以上のものを使用することができる。その他記載なき事項については、標準仕様書及びJIS規格並びに各種協会規格に準ずること。
ア 乾式二重床：フクビ フリーフロアCP 同等以上
イ 複合フロ어링：「フロ어링の日本農林規格」による 12mm
ウ クッションフロア：JIS A 5705（ビニル系床材）2.5mm 無地 発泡層あり
- (2) 使用する材料は既設と同程度の色調、品質で統一すること。

工事名称 (4)公務員宿舎3棟他床補修工事

図面名称 仕様書(1)

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

図面番号 2/9

7	提出書類		
(1)	工程表	2	部
(2)	現場代理人通知書 (略歴書含む)	1	部
(3)	打合せ簿	1	部
(4)	着工・竣工届	2	部
(5)	マニフェスト (写し)	1	部
(6)	産廃処分・運搬等の契約書及び許可証 (写し)	1	部
(7)	施工体制台帳 (下請負契約を結んだ場合)	1	部
(8)	材料承認願	1	部
(9)	材料等搬入報告書	1	部
(10)	工事日誌	1	部
(11)	工事写真	1	部
(12)	その他指示された書類	1	部

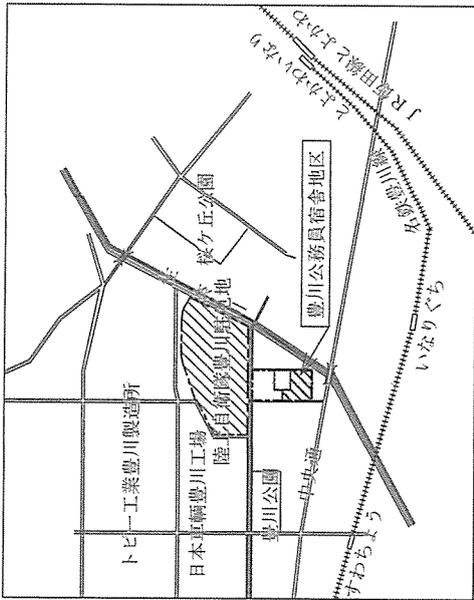
8 竣工検査
 工事終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格をもって工事完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって工事完了とする。

工事名称 (4)公務員宿舎3棟他床補修工事

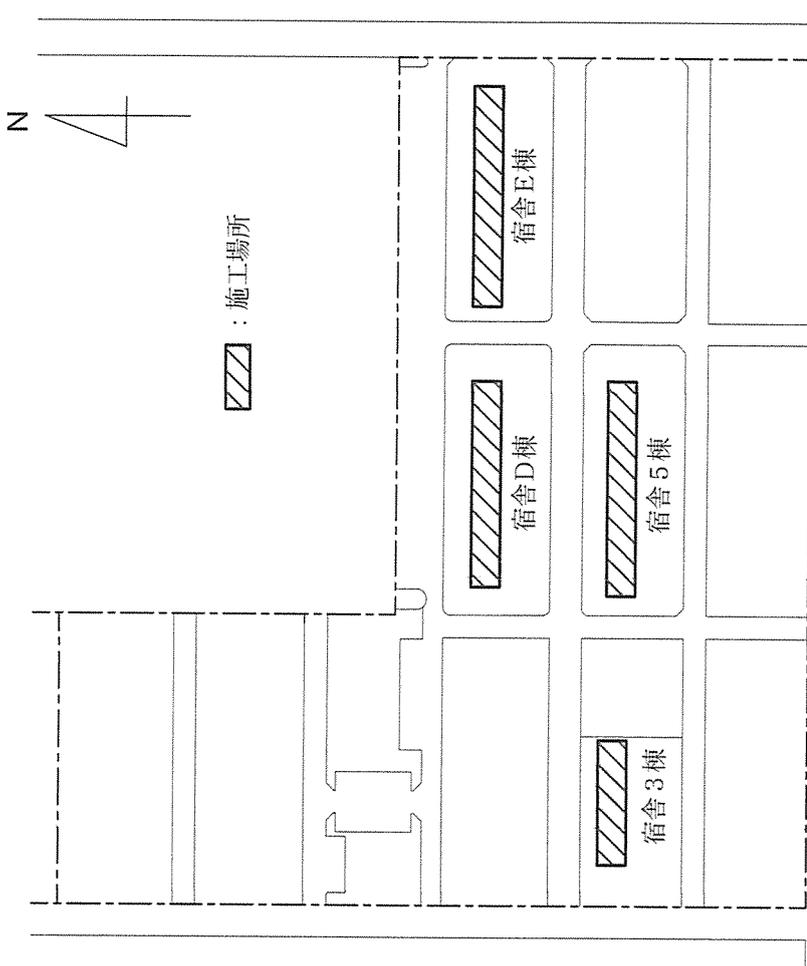
図面名称 仕様書 (2)

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

図面番号 3 / 9

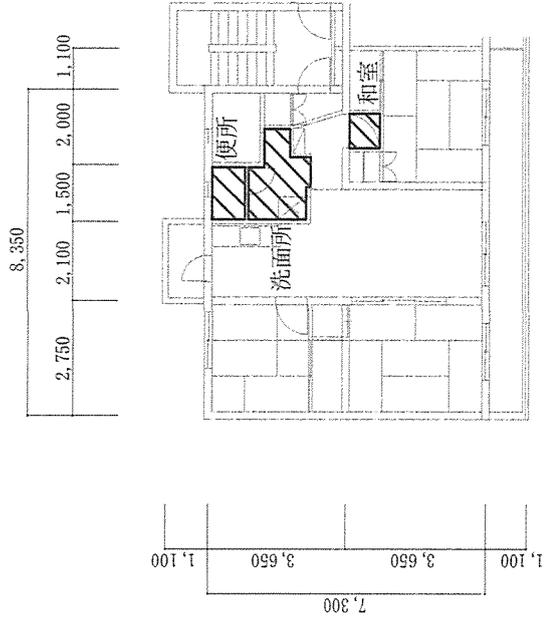


豊川駐屯地案内図 S=1/x

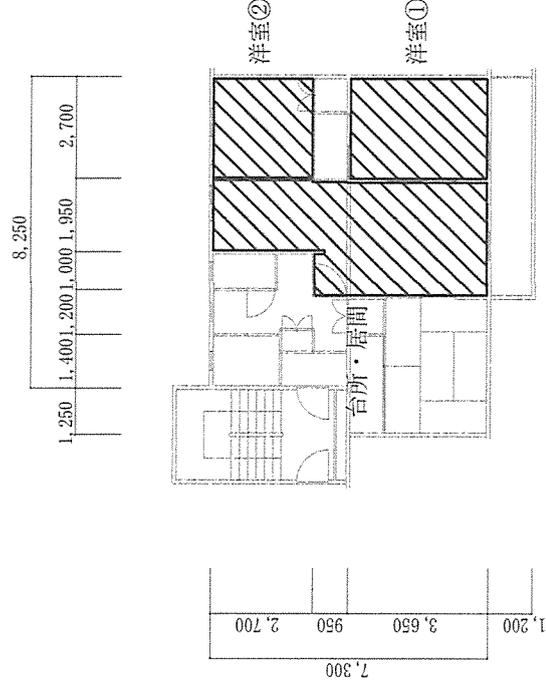


公務員宿舎地区配置図 S=1/2,000

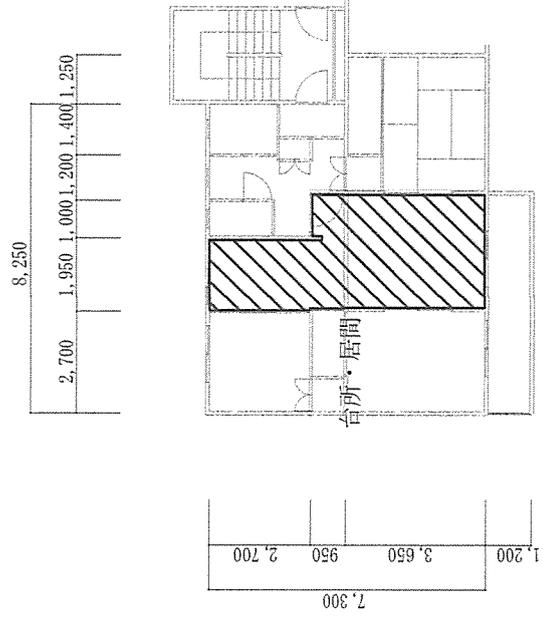
作業名称	(4) 公務員宿舎3棟他床補修工事		
図面名称	案内図・配置図	縮尺	図示
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	4/9



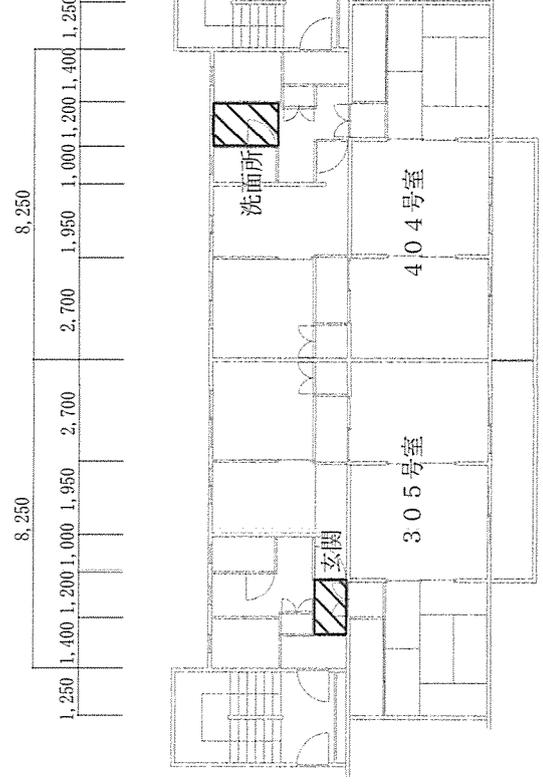
宿舎3棟104号室平面図 S=1/200



宿舎5棟105号室平面図 S=1/200

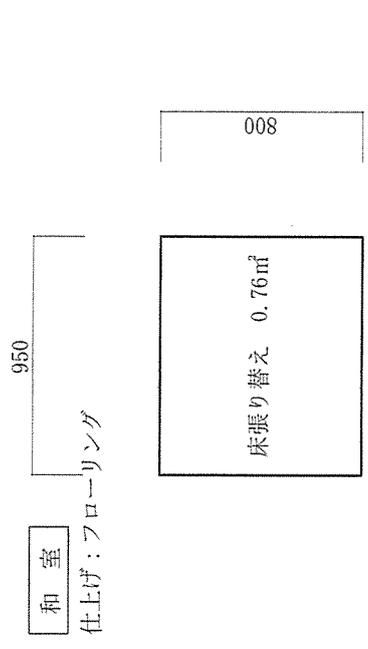
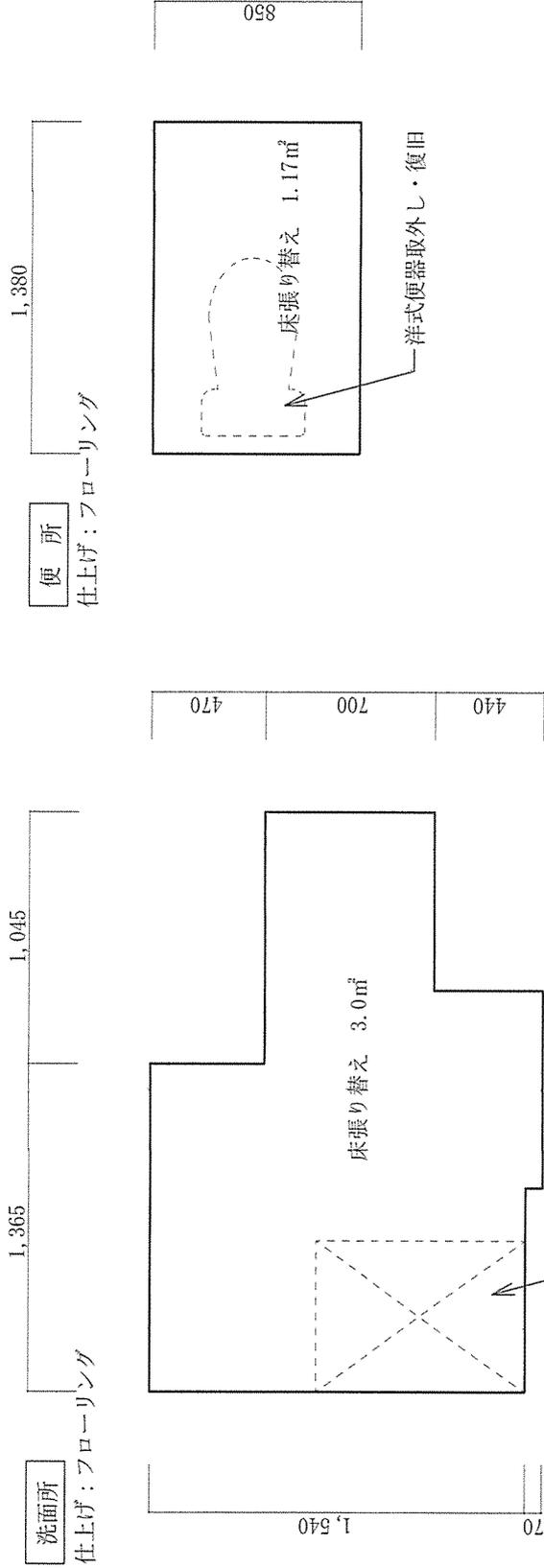


宿舎D棟106号室平面図 S=1/200



宿舎E棟305・404号室平面図 S=1/200

作業名称	(4) 公務員宿舎3棟他床補修工事		
図面名称	平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	5/9



作業名称	(4) 公務員宿舎3棟他床補修工事		
図面名称	床補修図(1)	縮尺	図示
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	6/9

台所・居間

仕上げ：フローリング

1,185

1,810

830

1,810

1,910

2,570

2,920

265

185

85

120

110

110

110

流し台取外し・復旧

床張り替え 18.23㎡

洋室②

仕上げ：フローリング

2,590

50

830

1,700

床張り替え 6.52㎡

2,350

2,540

洋室①

仕上げ：フローリング

床張り替え 8.89㎡

3,460

2,570

2,920

作業名称 (4) 公務員宿舍3棟他床補修工事

図面名称 床補修図(2)

縮尺 図示

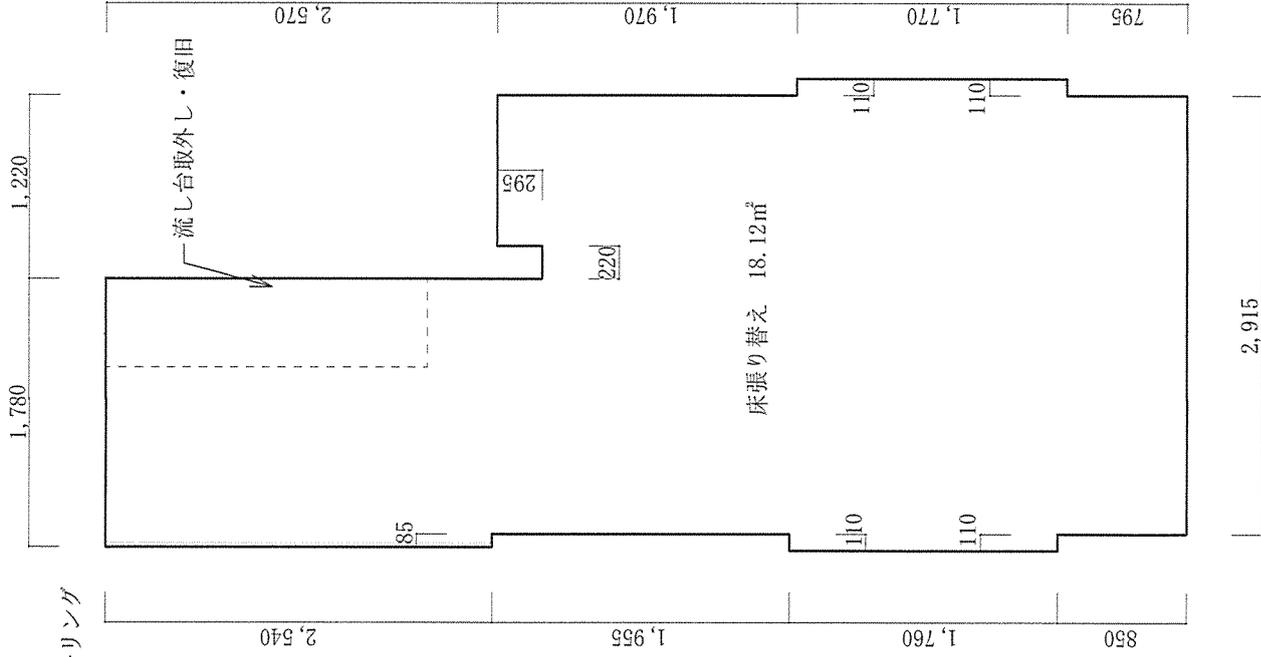
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

図面番号 7/9

D棟 106号室床補修図 S=1/50

台所・居間

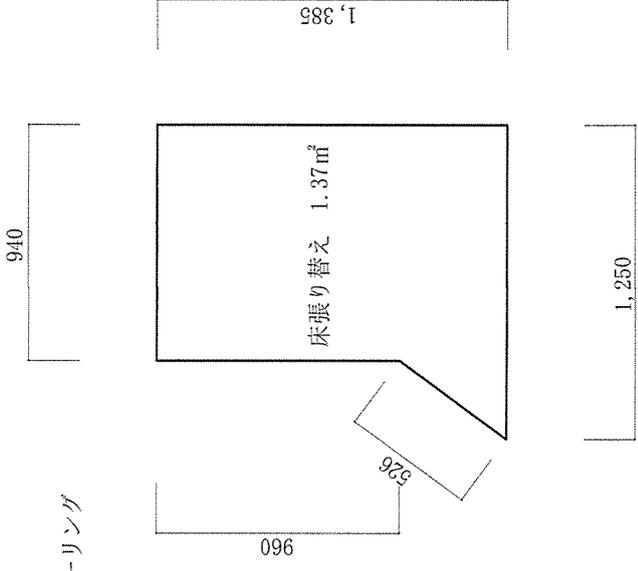
仕上げ：フローリング



E棟 305号室床補修図 S=1/30

玄関

仕上げ：フローリング



作業名称 (4) 公務員宿舎3棟他床補修工事

図面名称 床補修図(3)

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

縮尺

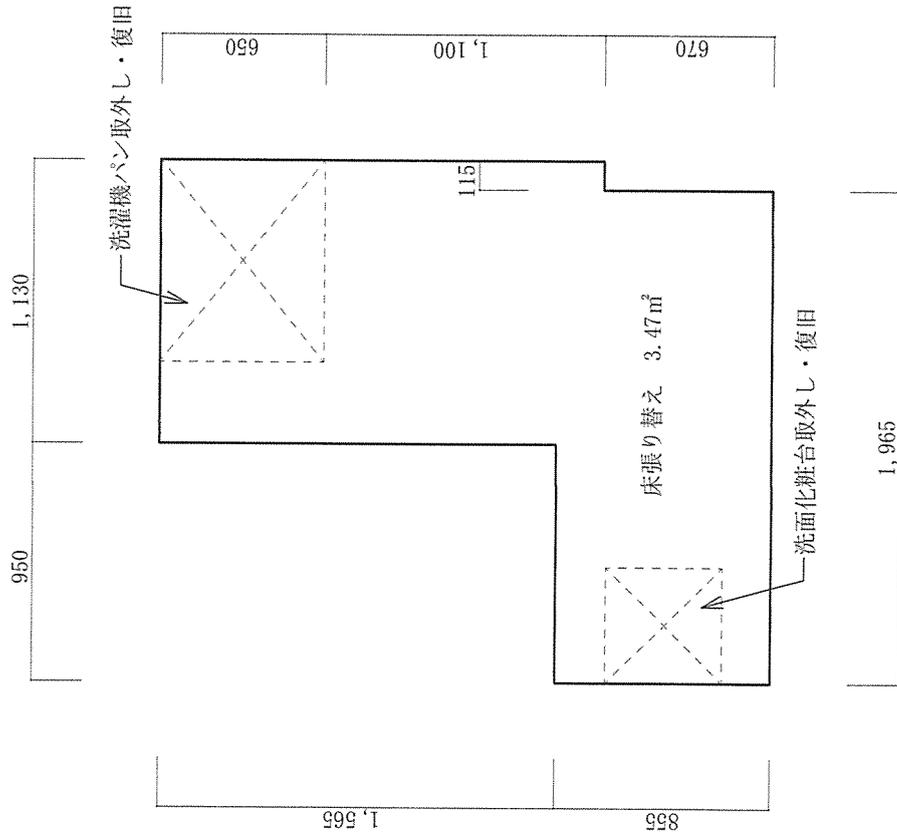
図面番号

図示

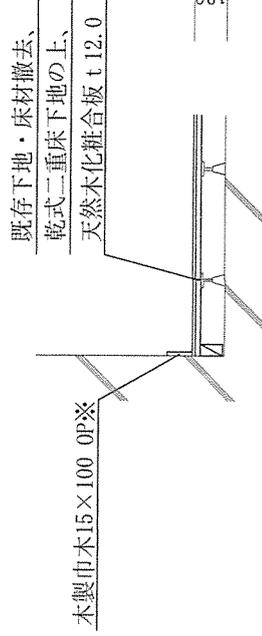
8/9

洗面所

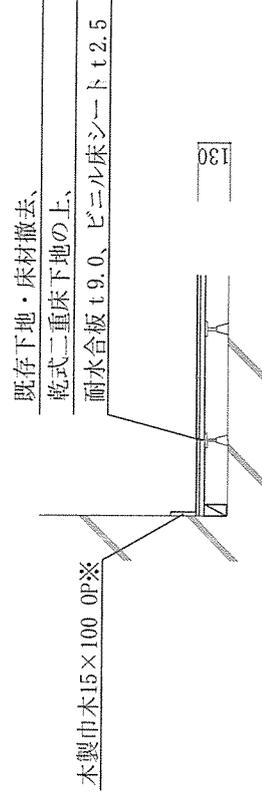
仕上げ：クッションフロア



フローリング部



クッションフロア部



※原則既存のままとするが、必要により取外し・復旧

作業名称	(4) 公務員宿舎3棟他床補修工事
図面名称	床補修図(4)、標準図
縮尺	図示
図面番号	9/9

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊